

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本件は、入札前に入札参加者に対し東日本高速道路株式会社が指定する項目に係る見積書の提出を求め、その見積書を活用して契約制限価格の設定を行う見積活用方式の対象調達である。

令和7年6月26日

契約責任者

東日本高速道路株式会社

代表取締役社長 由木 文彦

◎調達機関番号 417 ◎所在地番号 13

### 1 調達内容

(1) 品目分類番号 74

(2) 調達件名及び数量

「令和7年度 東日本高速道路株式会社 料金収受金回収等業務」

料金収受金回収等業務 一式

(3) 調達案件の仕様等 仕様書のとおり

(4) 履行期間 仕様書のとおり

(5) 履行場所 仕様書のとおり

(6) 入札方法

① 入札金額については総価とし、本業務に関する一切の費用を含めた額とすること。

② 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争参加資格

競争参加資格確認申請書類の提出期限日を審査基準日とし、審査基準日において以下の(1)から(4)の全てに該当する者であること。なお、審査基準日以降、落札者決定までの間にお

いて以下の(1)から(4)のいずれかに該当する者でなくなった場合、競争参加を認めないものとする。

- (1) 東日本高速道路株式会社契約規程実施細則(平成17年細則第16号)第6条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成26年度以降に次の①～④に掲げる全ての業務において、1年以上継続する契約を、プライム市場、スタンダード市場又はグロース市場上場企業、国、地方自治体、独立行政法人(総務省設置法第4条第1項第7号による審査の対象となる法人)、特殊法人(総務省設置法第4条第1項第8号による審査の対象となる法人)のいずれかと締結し、1年以上履行した実績があること、又は現在契約中であっても1年以上履行している実績があること。

なお、①～④の業務実績は、同一の契約であることを求めるものではない。

- ① 収受金回収業務：売上金(現金)等について、回収及び輸送を実施する業務
- ② 計数精査業務：回収した売上金(現金)等の計数精査を行い、契約相手方が指定する振込先口座へ、期限までに送金(振込)を実施する業務
- ③ 両替金構成業務：契約相手方からの両替金の依頼に基づき、指定された金種により両替金を構成し配達を実施する業務
- ④ 入金機の設置及び管理に関する業務：入金機(売上金を計数精査及び保管することができる機械)を契約相手方が指定した場所に設置し、その管理を実施する業務
- (3) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、東日本高速道路株式会社から取引停止措置を受けていないこと。
- (4) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

### 3 入札に必要な書類の提出場所等

- (1) 競争参加資格確認申請書・入札に必要な書類の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒100-8979 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 東日本高速道路株式会社

総務・経理本部 経理財務部 調達企画課  
菊地 慎司 電話03-3506-0212

- (2) 入札説明書等（仕様書を含む）の交付方法

① 交付期間 令和7年6月26日から令和7年7月25日までとする。

② 交付方法 東日本高速道路株式会社のホームページから入手するものとする。

([https://www.e-nexco.co.jp/bids/public\\_notice/search\\_service/](https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/))

- (3) 競争参加資格確認申請書類の提出方法及び提出期限

① 提出方法 電子メール又は書留郵便等により提出すること。

② 提出期限 令和7年7月25日 16時

- (4) 入札に必要な書類の提出方法及び提出期限

① 提出方法 書留郵便等により提出すること。

② 提出期限 令和7年8月29日 16時

- (5) 開札の日時及び場所

① 日時 令和7年9月8日 14時

② 場所 東日本高速道路株式会社 本社  
14階入札室

### 4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (3) 入札者に要求される事項 この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を競争参加資格確認申請に必要な書類の提出期限までに、入札書及び単価表を入札に必要な書類の提出期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前

日までの間において、契約責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格を有しない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 落札者の決定方法 本公告に示した調達に係る入札書を提出した者であって、契約制限価格の範囲内で最低価格（総価）をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (7) 見積活用方式 対象

- (8) 手続きにおける交渉の有無 上記(7)以外の交渉は無

- (9) 入札に関する一般的な質問については『よくあるご質問

(<https://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>)』  
を参照のこと。

- (10) その他 詳細は、入札説明書による。

### 5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Yuki Fumihiro, President and Chief Executive Officer of East Nippon Expressway Company Limited

(2) Classifications of the services to be procured : 74

(3) Nature and quantity of the services to be required: Transportation services for Cash of Highway Toll, 1set

(4) Fulfillment period: As shown in the specifications

(5) Fulfillment place: As shown in the specifications

(6) Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the open tender are those who come under the following items at the time of the examination criteria date, with the

examination criteria date set as the due date of application forms and relevant documents for the qualification required for the tender. In addition, suppliers who no longer come under the following items after the examination criteria date and up to the time of the decision being made on the successful supplier shall not be eligible to participate in the open tender:

- ① The supplier does not come under Article 6 of East Nippon Expressway Company Limited's regulation concerning the contract procedures (Regulation No. 16 of 2005).
- ② have carried out at least 1-year contract after 1 April, 2014 including
  - I Transportation services for Cash
  - II Services to calculate Cash and remit it to the account
  - III Services to exchange and deliver Cash
  - IV Services to set and operate a payment machine
- ③ Not to have been subject to transaction suspension measures imposed by East Nippon Expressway Company Limited during the period from the examination criteria date to the date of the decision on the bidder.
- ④ There shall have been no funding or personal relationships with those intending to participate in the bidding during the period from the examination criteria date to the date of the decision on the bidder.

- (7) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 4:00 P.M, 25 July, 2025

(8) Time-limit for the submission of tender: 4:00 P.M, 29 August, 2025

(9) Contact point for the notice: Kikuchi Shinji, Manager of Procurement & Contract Section, Accounting & Finance Department, General Affairs & Accounting Division, East Nippon Expressway Company Limited 3-3-2 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8979 Japan. Tel. 03-3506-0212